

2022年2月25日

各 位

会 社 名 北海道電力株式会社
代 表 者 代表取締役社長 藤井 裕
(コード番号 9509)
問合せ先責任者 秘書室
秘書グループリーダー 友田 晃二
電 話 番 号 011-251-1111 (代)

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本移行につきましては、本年6月開催予定の第98回定時株主総会において承認されることを条件として実施いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行の目的

当社は持続的な成長および企業価値の向上に向け、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでおります。昨今の電力システム改革の進展による電力小売事業の競争激化や、カーボンニュートラルを視野に入れた脱炭素技術の進展など、当社グループを取り巻く事業環境が大きく変化する中、重要な経営課題に対して従来以上に迅速かつ機動的な対応を可能にするとともに、取締役会における意思決定の透明性と経営監督の実効性を一層高めることができるガバナンス体制の構築が必要と考えております。

こうした認識のもと、取締役会から取締役への権限委任を通じた意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会の中に監査等委員会を設置し、社外取締役の構成比を高めることにより、経営プロセスの透明性と監督機能の向上を図るため、「監査等委員会設置会社」へ移行することを決定いたしました。

2. 監査等委員会設置会社への移行の時期

本年6月開催予定の第98回定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、移行する予定です。

3. その他

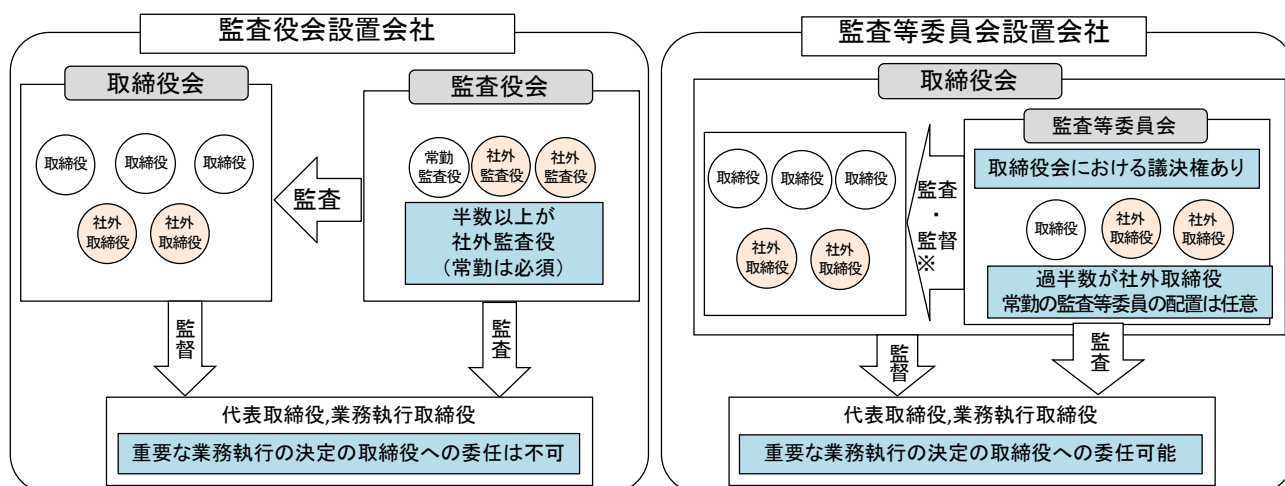
監査等委員会設置会社への移行に伴う定款変更の内容および役員人事につきましては、決定次第お知らせいたします。

以 上

監査等委員会設置会社について

- 監査等委員会設置会社とは、従来の「監査役会設置会社」における「監査役会（監査役）」の代わりに、取締役会の中に「監査等委員会（3名以上の取締役から構成され、かつその過半数が社外取締役であることが条件）」を設置するもの。
- 監査等委員会設置会社においては、重要な業務執行の全部または一部を取締役（社長）に委任することができるため、意思決定および業務執行の迅速化が図られるとともに、戦略に特化した（経営全体を俯瞰した観点での議論や重要課題の審議に重点を置いた）取締役会へ移行することとなるため、ガバナンスの更なる向上につながる。
- 監査等委員である取締役は、取締役会の構成員として議決権を有するとともに、株主総会において監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬についての意見を述べる権利を有するため、経営プロセスの透明性と監督機能の向上が図られる。

< 制度の概要（監査役会設置会社との比較） >



※監査等委員会は、株主総会において監査等委員以外の取締役の人事・報酬に対して意見陳述を行う権利を有し、監督機能を持つ。

以上